

DISCLOSURE

2020. 9 半期ディスクロージャー



©よりぞう



J A 岐阜信連

設 立： 昭和23年8月15日
 住 所： 岐阜市宇佐南4丁目13番1号
 出 資 金： 94,118百万円
 会 員 数： 37会員
 役 員 数： 経営管理委員5名／理事4名／監事4名
 職 員 数： 143名(男子94名／女子49名)
 事 務 所： 本所

経営方針

当会は、農業の振興を基本とし、これに関連する事業を通して地域の活性化を図るため、会員JAと一体となって組合員および地域のニーズに即応した金融機能の強化に取組むとともに、組合員や地域の皆さまの信頼と支持をより強固なものとするため、専門的機能を一層強化することにより経営基盤の拡充を図っています。

また、県連合会としての機能を発揮し、会員JAの負託に応えられるよう、事業収益の安定確保と経営効率化に向けた取組を積極的に進めるとともに、一層強靱な経営体質を構築するため、自己資本の増強とコンプライアンス態勢・利用者保護等管理態勢・リスクマネジメント態勢の強化に取組んでいます。

JAバンク自己改革の取組

第30回岐阜県JA大会にて、「協同の力で農業と地域を未来につなぐ」を取り組みの基本方針とし、「農業者の所得増大の実現」、「協同による地域の活性化への貢献」、「総合事業機能発揮のための経営基盤強化」への取り組みを決議いたしました。

これを受け、当会は、「岐阜県下JAバンク中期戦略(2019～2021年度)」において、他業態と差別化した価値を提供しつつ、持続可能な収益構造を構築し、組合員・利用者とともに発展する姿を目指すJAの具体的実践事項にかかる取り組みを支援するとともに、一金融機関として、農業金融・地域密着型金融の取り組みを強化しています。

地域貢献情報

当会は、県内を事業区域として、県内のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。その資金を、資金を必要とする農家組合員の皆さまや、JA・農業に関連する企業・団体のほか、地方公共団体および県内に事務所を置く一般企業等にもご利用いただいています。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでまいりたいと考えています。

【 地域からの資金調達状況 】

貯金残高		(単位:百万円)
資 格	残 高	
正 会 員	2,649,146	
准 会 員	11,527	
正会員の組合員	64	
地方公共団体	1,413	
公 社 等	399	
そ の 他	21,757	
合 計	2,684,309	

【 地域への資金供給状況 】

貸出金残高		(単位:百万円)
資 格	残 高	
正 会 員	15,113	
准 会 員	485	
正会員の組合員	595	
地方公共団体	1,529	
そ の 他	229,385	
合 計	247,109	

○災害等にかかる資金相談窓口の設置

令和2年度7月豪雨により被災された農業者等向けに相談窓口を設置するとともに、CSF(豚熱)の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大にかかる資金相談窓口について、設置を継続しました。

主要勘定の状況

(単位:百万円)

区 分	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
貯 金 等 残 高	2,648,458	2,621,465	2,684,309
預 け 金 残 高	2,012,697	1,896,607	1,870,947
貸 出 金 残 高	202,562	215,284	247,109
有 価 証 券 残 高	620,582	692,259	749,048

損益の状況

(単位:百万円)

区 分	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
経 常 収 益	14,428	24,451	13,826
経 常 費 用	9,246	19,533	9,335
経 常 利 益	5,182	4,918	4,490
当 期 剰 余 金	4,398	4,598	3,853

自己資本比率

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	167,023	161,541	179,294
コア資本に係る調整項目の額 (B)	48	41	124
自 己 資 本 の 額 (A-B)(C)	166,975	161,500	179,170
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	1,049,977	1,066,458	1,105,421
自 己 資 本 比 率 (C/D)	15.90	15.14	16.20

注1 コア資本にかかる基礎項目とは、普通出資、後配出資、内部留保(資本剰余金、利益剰余金等)、一般貸倒引当金、適格旧資本調達手段(期限付劣後債務)等が該当します。

注2 コア資本にかかる調整項目とは、無形固定資産(のれん、ソフトウェア等)、繰延税金資産、他の金融機関向け出資等が該当し、自己資本の額を算出するうえで、コア資本にかかる基礎項目から控除されます。

注3 リスク・アセット等とは、リスクを有する資産(有価証券、貸出金等)に、リスクの種類・大きさに応じた掛目(リスク・ウェイト)を乗じ、再評価した資産金額です。

注4 自己資本比率とは、自己資本の額をリスク・アセット等の総額で除して得た率です。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされますが、JAバンクグループでは自主的な取決めに伴い8%以上が必要とされています。

有価証券等の時価情報

有価証券

(単位:百万円)

	保有区分	取得価額	時価	差額
令和元年9月末	売買目的	—	—	—
	満期保有	43,424	45,767	2,342
	その他	553,993	577,158	23,165
	合計	597,417	622,925	25,508
令和2年3月末	売買目的	—	—	—
	満期保有	44,449	45,429	980
	その他	642,390	647,809	5,419
	合計	686,839	693,239	6,399
令和2年9月末	売買目的	—	—	—
	満期保有	52,398	53,435	1,037
	その他	684,769	696,649	11,880
	合計	737,167	750,085	12,918

注 本表記載の有価証券の時価は、各基準日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

取得価額は、満期保有目的有価証券またはその他目的有価証券については償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

金銭の信託

(単位:百万円)

	保有区分	取得価額	時価	差額
令和元年9月末	売買目的	—	—	—
	満期保有	—	—	—
	その他	606	745	139
	合計	606	745	139
令和2年3月末	売買目的	—	—	—
	満期保有	—	—	—
	その他	606	545	△ 61
	合計	606	545	△ 61
令和2年9月末	売買目的	—	—	—
	満期保有	300	300	—
	その他	606	754	148
	合計	906	1,054	148

注 時価等の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

金融再生法開示債権および保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	182	222	223
危険債権	1,803	1,727	1,729
要管理債権	—	—	—
正常債権	200,839	213,570	245,404
合 計	202,825	215,520	247,358
金融再生法開示債権合計 (A)	1,986	1,949	1,953
保全額合計 (B)	1,966	1,929	1,938
うち貸倒引当金	549	532	545
うち担保保証等	1,416	1,397	1,392
保 全 率 (B/A)	99.0	98.9	99.2

注1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

注2 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

注3 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権で注1、注2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権です。

注4 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1、注2および注3に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

注5 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

リスク管理債権残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年9月末	令和2年3月末	令和2年9月末
破綻先債権額	—	—	40
延滞債権額	1,986	1,949	1,912
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	1,986	1,949	1,952

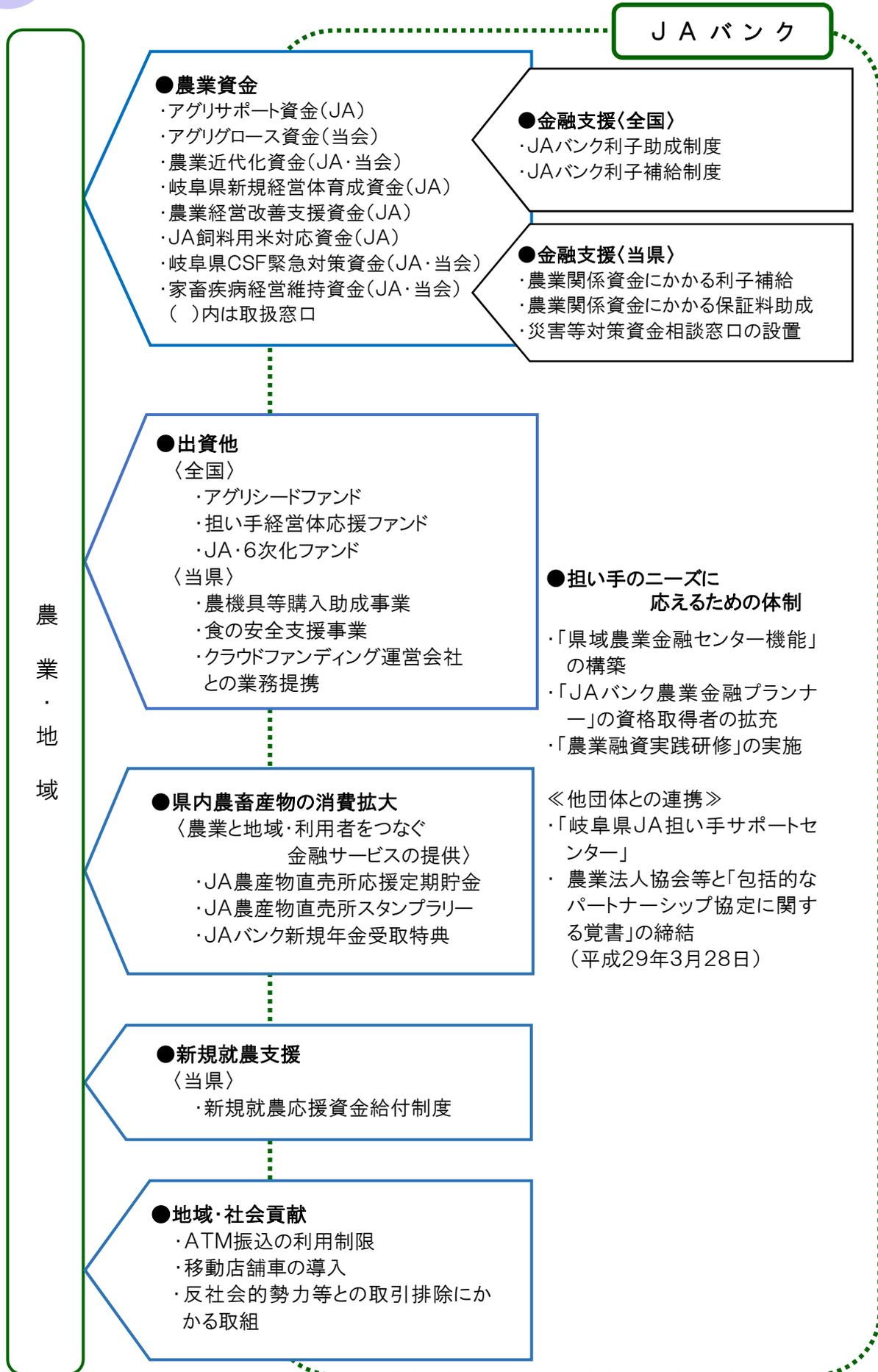
注1 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

注2 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

なお、自己査定において破綻懸念先・実質破綻先・破綻先とされた債務者に対する貸出金は、延滞の有無にかかわらず、全て「延滞債権」または「破綻先債権」としています。

注3 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)です。

注4 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2および注3に掲げるものを除く。)です。



※ 各種農業資金、金融支援の詳細については、当会ホームページをご覧ください。

【 文化的・社会的貢献に関する事項 】

○JA農業教育支援事業

産学連携による県産農畜産物の付加価値向上・地域貢献を目的として、県内の農業関連学科設置高校を対象に、県産農畜産物を利用したブランド商品の開発ならびに地域農業の活性化をテーマとした研究活動費用の一部助成を行っております。

○食農教育応援事業にかかるとる取組

教材本贈呈事業では、子どもたちに、食料を生産する「農」の役割や重要性、自然・社会環境と「農」とのつながり等、農業に対する理解を深めていただくことを目的に、県内の小学5年生等に対し補助教材本を贈呈しています。

また、同目的でJAが行う教育実践活動に対し、費用助成を行っております。

○ピンクリボン運動

岐阜県下JAバンクは、ピンクリボン運動の趣旨に賛同し、一人でも多くの女性に乳がんへの関心を持っていただくための取組を進め、厚生連病院と提携した「乳がん検診クーポン券付き定期貯金・定期積金」を販売しました。

【 農業者・中小企業者等の経営支援に関する取組方針 】

当会は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでいます。

その取組の一環として、金融円滑化にかかる基本方針を策定し、円滑な資金供給およびお客さまからのご相談等に、より一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

また、経営者保証(中小企業の経営者等による個人保証)については、合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして策定された「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取扱うこととしています。

また、下記の窓口を設置し、農業者や中小企業者等のお客さまからの各種ご相談に対応しております。

お客さまのためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	営業部	058-276-5171

(注) 受付時間 窓口:午前9時～午後3時30分、電話:午前9時～午後5時
ただし、金融機関の休業日を除く。

【 お客さま本位の業務運営に関する取組方針 】

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組の状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分に提供いたします。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【 個人情報保護方針 】

当会は、利用者の個人情報および個人番号等(以下「個人情報等」といいます。)を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先(再委託先等も含みます。)を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6. 当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報といいます。)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8. 当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
9. 当会は、取り扱う個人情報等の保護のための組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
10. 当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。
個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、お問合せ窓口までお申し出ください。

お客さまのためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本所	岐阜市宇佐南4丁目13番1号	総合管理部	058-276-5121

(注) 受付時間 電話:午前9時 ~ 午後5時
ただし、金融機関の休業日を除く。

【 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針 】

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。
2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
4. 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
5. 当会は、警察、公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。



岐阜県信用農業協同組合連合会
〒500-8367 岐阜市宇佐南4丁目13番1号
TEL 058-276-5111 FAX 058-278-0135
ホームページアドレス <https://www.jabankgifu.or.jp/>